

# 認知症対応医療機関にかかる Q&A

(平成25年12月24日)

Q1 なぜ、認知症対応医療機関の登録を行うのですか？

- A1
- ・県内には、認知症疾患医療センターが11か所設置されていますが、予約が長期間であったり、遠方からの受診も多いなどの課題がありました。
  - ・そこで、身近な場所で気軽に認知症の相談や治療が受けられる医療機関を「認知症対応医療機関」として登録することにより、県下のどの医療機関を受診しても、症状に合わせて認知症の医療が受けられるようにするためです。

Q2 認知症対応医療機関とは、どのような医療機関をいうのですか？

- A2
- ・認知症対応医療機関は登録基準に基づき、かかりつけ医などの身近な医療機関であるⅠ群と、専門医療機関であるⅡ群に区分されています。
  - ・基準を満たす医療機関は、県医師会(郡市区医師会)、県精神科病院協会を通じて、県へ登録されています(会員以外の場合は、直接県へ登録されます)。

Q3 認知症対応医療機関の登録件数はどのくらいですか？

A3 認知症対応医療機関の圏域別の登録件数は以下のとおりです。

(H25.12月現在)

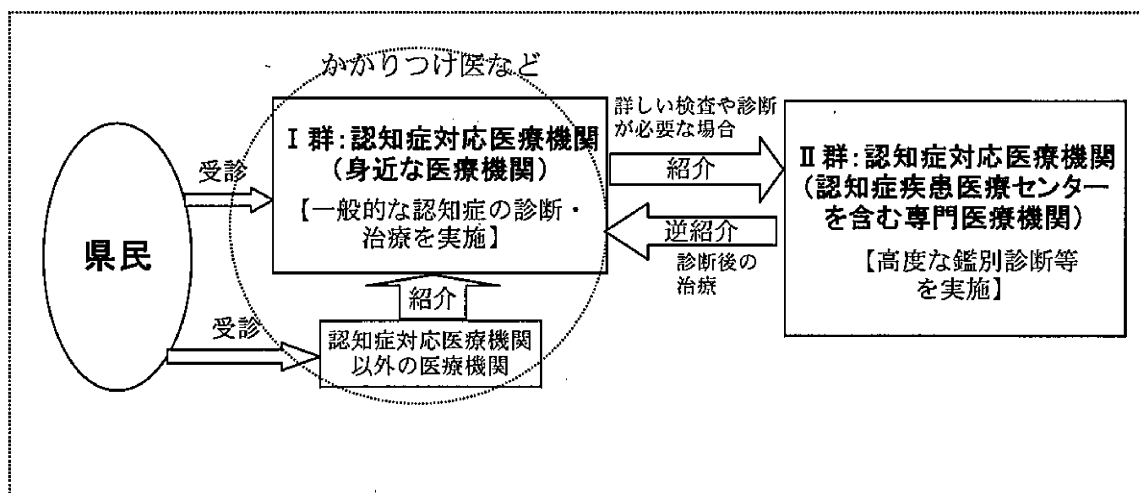
	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	合計
Ⅰ群	181	173	130	60	58	99	87	54	25	63	930
Ⅱ群	13	7	4	5	5	4	2	2	1	2	45
計	194	180	134	65	63	103	89	56	26	65	975

Q4 認知症対応医療機関でなければ、認知症の診療を受けることはできないのですか？

- A4
- ・登録するかどうかは、各医療機関の判断となっていますので、認知症対応医療機関でなくても、認知症の診療を受けることができる医療機関はあります。
  - ・また、認知症の診療を行わない医療機関を受診した場合は、その医療機関が、認知症対応医療機関名簿等を活用して、認知症の診療を受けることができる医療機関を紹介する体制になっています。

Q5 かかりつけ医、認知症対応医療機関のⅠ群とⅡ群の関係はどうなっているのですか？

- A5
1. 認知症の相談や診察を受けたい場合は、第一に、かかりつけ医などのⅠ群を受診します。  
(かかりつけ医が認知症対応医療機関でない場合は、その後、Ⅰ群の認知症対応医療機関に紹介します。)
  2. 通常は、Ⅰ群の認知症対応医療機関で検査や治療等を行い、経過を見ますが、詳しい検査や診断が必要な場合は、Ⅰ群からⅡ群を紹介します。
  3. Ⅱ群の認知症対応医療機関で、検査や診断が行われた後は、原則、紹介元のⅠ群の医療機関で治療が受けられるよう逆紹介します。  
(一部Ⅱ群の医療機関で専門治療を受ける場合もあります。)



Q6 県民から、認知症の医療機関についての相談があった場合は、どう対応すればよいですか？

- A6
- ・名簿は県下全ての医療機関に配布しますので、どの医療機関を受診しても症状に合わせた認知症の医療が受けられます。まず、身近な「かかりつけ医」に気軽に相談するよう、助言をしてください。
  - ・かかりつけ医のいない場合は、近くの医療機関に問い合わせをしたうえで、早期に受診をするよう助言をしてください。
  - ・なお、普段の健康状態を把握している、かかりつけ医に、まず相談にのって頂くことが適切であることに加え、医療機関情報の氾濫による受診行動の混乱を避ける等の理由により、当分の間は、認知症対応医療機関の一般公表を控えさせて頂いています。

Q7 認知症対応医療機関の目印はありますか？

- A7 ・認知症について、相談、診察等を行う医療機関には、院内に、「認知症？気になる方は・・・」というステッカーが貼られています。
- ・認知症対応医療機関にも、院内にステッカーが貼られていますので、安心して気軽に相談いただけます。

(参考) 認知症対応医療機関の区分と内容

区分	相談・診断・治療の内容
I群 「かかりつけ医」など、身近な医療機関	「かかりつけ医」などでは、相談や、認知機能・心理検査、診断、治療のいずれか、又はすべてを行います。 ご相談、診察の後、 <ul style="list-style-type: none"><li>・詳しい検査や診断のために、他の専門医療機関を紹介する場合があります。</li><li>・専門医療機関と協力して、治療を行います。</li><li>・患者さんの希望や事情により、他の医療機関で治療を続ける場合もあります。</li></ul>
II群 専門医療機関	「かかりつけ医」などの紹介により、診察を行います。 <ul style="list-style-type: none"><li>・診察を受けるためには「かかりつけ医」などの紹介状が必要です。</li><li>・「かかりつけ医」などで実施できない、詳しい臨床検査や画像診断等を行います。</li><li>・診断が確定した後は、「かかりつけ医」などの医療機関と連絡を取りながら、治療を続けます。患者さんの希望や、他の事情により、他の医療機関で治療を続ける場合もあります。</li></ul>